

(仮称) 流山市おおたかの森市民窓口センター広告及び受付番号案内システム設置  
に係る簡易プロポーザルコンペ仕様書

平成30年9月3日

流山市では、公共施設を財産と捉え戦略的な施設経営を行うファシリティマネジメント(以下「FM」という。)を推進し、公共施設の品質・財務・供給の質の向上を図っている。

本事業はFM施策の一環として、平成31年3月4日に開所予定である(仮称)流山市おおたかの森市民窓口センターにおいて、広告及び受付番号案内システムを設置することにより、サービスの向上と歳入確保を図るもので、この導入効果を最大限に発揮するために、簡易プロポーザルコンペにより事業者を選定する。

■ 1. 事業名称 (仮称) 流山市おおたかの森市民窓口センター広告及び受付番号案内システム設置事業

■ 2. 事業期間 平成31年3月4日から平成36年3月31日まで

■ 3. 事業場所 (仮称) 流山市おおたかの森市民窓口センター  
流山市東初石5丁目182番地の29(新C63街区1)

※流山おおたかの森駅前市有地活用事業における公共施設棟2階

設置場所の詳細については、別紙「市民窓口センターレイアウト図面」のとおりとする。

ただし、図面については、平成30年9月3日時点のものであり、今後配置等が変更になった際は、本市との協議により設置場所の変更に対応するものとする。

なお、設置事業者の選定後に、設置場所について上記設置場所とは別に適所がある場合には本市は選定事業者からの提案に応じるものとする。

また、本市が、選定事業者の提案する場所に合意した場合には上記設置場所ではなく選定事業者の提案する場所に設置するものとする。なお、貸付の条件は事業者選定時に提出した企画提案書以上のものとし、本市との協議により決定するものとする。

■ 4. 事業内容

交渉権者は、次に掲げる業務を実施するものとする。

(1) 3に記す場所に、本市との契約に基づき、下記ア～エの条件を満たす受付番号の発券機を1台設置し、適正に維持・管理・運営すること。

ア 5業務に分けて受付番号が発行可能であること。

ただし、将来的に業務数が増加した場合には対応すること。機種変更に伴う広告料の変更については別途協議するものとする。

イ 表示する業務名については本市と協議して決定し、変更が生じたときには事業者の負担において更新すること。

ウ 色弱者に配慮したユニバーサルデザインを採用すること。

- エ デザイン、配置等は、本市と協議して決定すること。
- (2) 3に記す場所に、本市との契約に基づき、下記ア～オの条件を満たす受付番号の表示機を2台設置し、適正に維持・管理・運営すること。
- ア 最新呼出番号及び呼び出し済み番号等を、(1)の各業務に分けて1画面で表示が可能な床置き式の表示パネルであること。
- イ 表示する業務名及び情報については本市と協議して決定し、変更が生じたときには事業者の負担において更新すること。
- ウ 番号呼び出し時の音声案内が可能な表示機とすること。
- エ 色弱者に配慮したユニバーサルデザインを採用すること。
- オ デザイン、配置等は、本市と協議して決定すること。
- (3) (1)及び(2)が動作するための機材等を含めたシステムを導入し、適正に維持・管理・運営すること。
- (4) 3に示す設置場所及び(仮称)市民窓口センターのレイアウトを踏まえ、施設利用者の利便性を損ねない位置に広告媒体を設置し、運営すること。
- (5) 契約期間の満了時、契約期間中に広告媒体の移動・撤去が必要となったとき、または契約が破棄されたときは、速やかに広告媒体を移動・撤去し、原状復旧すること。  
この場合において、事業者は、設置場所の変更や契約解除に関する異議申し立てをしないこと。
- (6) 契約に基づく広告料を本市に納入すること。

#### ■ 5. 法令、基準等の遵守

本事業に関する提案及び実施にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、流山市財務規則（昭和61年規則第12号）、流山市広告掲出要綱（平成21年告示第53号）、流山市印刷物等有料広告掲載取扱要綱（平成16年告示第12号）をはじめ、関連法令や基準等を遵守してください。

#### ■ 6. 最低納入金額及び納入方法

- (1) 本事業における最低納入金額は、年60,000円以上（消費税相当額及び地方消費税相当額を除く。）とする。
- (2) 納入方法は、別途発行する納入通知書により年2回、指定期日までに納入するものとする。

#### ■ 7. 事業スケジュール（予定）

仕様書等の公表	平成30年9月3日
質問の受付	平成30年9月3日～9月10日
質問の回答（ホームページへ掲載）	平成30年9月13日
企画提案書の受付	平成30年9月20日～9月21日
対象事業者の決定	平成30年9月下旬～10月上旬
本市との協議	平成30年10月上旬～3月3日

機器設置	平成 31 年 1 月上旬 <sup>1</sup> ~3 月 3 日
広告媒体の設置	平成 31 年 3 月 4 日~ 準備が整い次第順次設置
広告媒体等の維持管理	平成 31 年 3 月 4 日~平成 36 年 3 月 31 日
広告媒体の撤去	平成 36 年 3 月 31 日

## ■ 8. 広告媒体等に関する条件及び配慮事項

- (1) (仮称) 流山市広告物条例が施行された際は、「5. 法令、基準等の遵守」において例示した法令・基準等に加え、遵守すること。
- (2) 契約日以降に事業者が新たな広告媒体を設置しようとするときは、その広告媒体の種類・数量・仕様及び本市へ納入する広告料を提示のうえ、本市との協議が整った場合に追加設置を可能とする。
- (3) 本事業の契約期間内において、本市は事業者へ通知のうえ、本事業で設置される広告媒体以外の場所に、他の広告媒体を設置する可能性がある。本事業の事業者は、そのことに対して異議申し立てはしないものとする。

## ■ 9. 応募条件

- (1) 本事業に関する一連の業務の遂行が可能であること。
- (2) 過去 5 年間に国、県、市区町村において受付番号案内システム導入の実績があること。
- (3) 本仕様書公表の日から提案書提出日までの間において、次の要件のいずれかに該当する者は、応募者及び応募者の構成員となることができないものとする。
  - ア 流山市指名競争入札参加資格業者指名停止基準（平成 3 年 4 月 1 日制定）に基づく指名停止、または流山市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成 19 年 6 月 1 日制定）に基づく指名除外を受けている者。
  - イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
  - ウ 手形交換所による取引停止処分を受けてから 2 年間を経過していない者、または本事業の提案書提出日の前 6 か月以内に不渡り手形若しくは不渡り小切手を出した者。
  - エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律 77 号）第 3 条または第 4 条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を、役員、代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用している者。
  - オ 商法（明治 32 年法律第 48 号）の規定による会社の整理の開始を命ぜられている者。
  - カ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされている者。
  - キ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされている者。
  - ク 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者。

<sup>1</sup> 流山おおたかの森駅前市有地活用事業の施工期間に機器設置を必要とする場合は、工事施工者との協議を要する。

- ケ 企画提案書に虚偽の記載をし、または重要な事実について記載をしなかった者。
- コ 法人税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者。

## ■ 10. 応募に関する留意事項

### (1) 費用負担

応募に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

### (2) 提出書類の取り扱い・著作権

提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しない。本市は本事業の提案募集以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。なお、応募者が事業者となった場合、その著作権は本市に帰属するものとする。

### (3) 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、事業者が負うものとする。

### (4) 本市からの提示資料の取り扱い

本市が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。また、応募者は、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

### (5) 市内事業者等の広告の積極的活用

可能な範囲で市内の事業者等の広告を積極的に掲出するよう配慮すること。

### (6) 提出書類の変更禁止

いったん提出した書類の変更はできない。ただし、提出書類に脱漏または不明確な表示等があり、かつ、本市が変更を認めたときはこの限りではない。

### (7) 虚偽の記載の禁止

企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効とする。

## ■ 11. 業者選定方法

- (1) 参加者は、12に記す企画提案書を作成のうえ、平成30年9月20日から平成30年9月21日までに3部（正本1部、副本2部）を事務局に持参または郵送で提出する。なお、受付時間は各日とも午前8時30分～午後5時までとする。

※郵送の場合は、9月21日午後5時必着

- (2) 事務局は、企画提案書の内容について、15に定める採点基準に則り審査する。なお、1者の場合であっても本仕様書の内容を充足する提案であれば有効提案とする。
- (3) 選考結果は各社に文書で通知するものとする。
- (4) 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (5) 審査結果は、本市のホームページで公表する。
- (6) 審査結果・審査内容に関する問い合わせには、一切回答しない。
- (7) 事業者に決定した者が契約を締結しないとき、又は契約交渉が不調に終わったときは、次選の事業者と交渉し、契約を締結する。
- (8) 事業者に決定した者が契約を締結しないとき、又は契約締結後に途中で契約を解約

したときは、その事実があった日から3年間は、本市が有料広告事業を行う際の参加資格を失うものとする。

## ■ 1 2. 企画提案書

企画提案書は、別紙様式に必要事項を記入のうえ、次の関係資料を添付し、A4版ファイルに綴じることとする。

- (1) 設置する広告及び受付番号案内システムの仕様・カタログ等  
(寸法がわかるもの。広告については設置位置も示すこと。)
- (2) 関係書類<sup>2</sup>
  - ア 印鑑証明書 (受付日前3か月以内に発行されたもの)
  - イ 商業登記簿謄本 (受付日前3か月以内に発行されたもの)
  - ウ 納税証明書
  - エ 財務諸表 (最新決算年度のもの、写し可)

## ■ 1 3. 質問の方法

平成30年9月10日(午後5時必着)までに、任意様式によりメール又は郵送により事務局へ提出する。※郵送の場合は、9月10日午後5時必着

なお、各社の質問は1回限りとし、質問の回答は、平成30年9月13日までに、14に記す本市ホームページに掲載する。

## ■ 1 4. 事務局

流山市総務部財産活用課ファシリティマネジメント推進室

住所：〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

TEL：04-7150-6069

mail：kanzai@city.nagareyama.chiba.jp

HP：http://www.city.nagareyama.chiba.jp/information/1006912/1006966/1006996/1007013/  
1019287.html

## ■ 1 5. 採点基準

- (1) 価格点 配点 85点  
価格点 = (提案の金額 ÷ 最高の提案金額) × 配点 (85点)  
小数点以下切り捨てとする。
- (2) 実績等 配点 15点

### ア 実績 10点

過去5年間に国、県、市区町村において受付番号案内システムの設置及び管理の実績に応じて、次に掲げる区分の点数を加算する。

実績	配点
500件以上	10
400~499件	8
300~399件	6

<sup>2</sup> (2) 関係書類は、本市の入札参加資格を有している場合には、提出不要とする。

200~299 件	4
100~199 件	2
0~ 99 件	0

イ  $+\alpha$  の提案 5 点

本仕様書に記載されている事業内容以外に、事業者のノウハウを活用した  $+\alpha$  の提案があれば、点数を加点する。